

平成26年第3回板倉町議会定例会

議事日程（第4号）

平成26年9月25日（木）午前9時開議

- 日程第 1 認定第 1号 平成25年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第 2 認定第 2号 平成25年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 3 認定第 3号 平成25年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 4 認定第 4号 平成25年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 5 認定第 5号 平成25年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 6 認定第 6号 平成25年度板倉町水道事業会計決算認定について
日程第 7 請願第 1号 脳脊髄液減少症の診断及び治療等に関する請願について
日程第 8 請願第 2号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願について
日程第 9 請願第 3号 新聞への消費税軽減税率適用を求める請願について
日程第10 報告 事務事業評価結果についての審査、調査及び研究結果について
日程第11 閉会中の継続調査・審査について
-

議事日程（第4号の追加1）

- 日程第 8 発議第 1号 ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の診断・治療の推進を求める意見書の提出について
-

議事日程（第4号の追加2）

- 日程第10 発議第 2号 手話言語法制定を求める意見書の提出について
-

議事日程（第4号の追加3）

- 日程第12 発議第 3号 新聞への消費税の軽減税率適用を求める意見書の提出について
-

○出席議員（12名）

- | | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 森田義昭君 | 2番 | 今村好市君 |
| 3番 | 荒井英世君 | 4番 | 川野辺達也君 |
| 5番 | 延山宗一君 | 6番 | 小森谷幸雄君 |
| 7番 | 黒野一郎君 | 8番 | 市川初江さん |
| 9番 | 青木秀夫君 | 10番 | 秋山豊子さん |
| 11番 | 荻野美友君 | 12番 | 野中嘉之君 |

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	栗原実君
教育長	鈴木優君
総務課長	鈴木渡君
企画財政課長	小嶋栄君
戸籍税務課長	根岸一仁君
環境水道課長	荻野恭司君
福祉課長	小野田博基君
健康介護課長	落合均君
産業振興課長	橋本宏海君
都市建設課長	高瀬利之君
会計管理者	山口秀雄君
教育委員会 教育事務局長	多田孝君
農業委員会 農事事務局長	橋本宏海君

○職務のため出席した者の職氏名

事務局長	根岸光男
庶務議事係長	伊藤泰年
行政安全係長兼 議事事務局書記	小林桂樹

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○議長(野中嘉之君) おはようございます。

本日は今定例会の最終日です。直ちに本日の会議を開きます。

○諸般の報告

○議長(野中嘉之君) 日程に入る前に諸般の報告を行います。

予算決算常任委員長並びに総務文教福祉常任委員長より委員会付託案件の審査結果報告がありましたので、お手元に配付してありますので、ご了承願います。

また、予算決算常任委員長より事務事業評価結果についての審査、調査及び研究結果についての報告がありましたので、お手元に配付してありますので、ご了承願います。

次に、本日の議会傍聴に当たり、館林市聴覚障害者福祉協会会長、早川健一様より、手話通訳者のお願いと議会傍聴の依頼がありましたので、ご報告いたします。

○認定第1号 平成25年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 平成25年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 平成25年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 平成25年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 平成25年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第6号 平成25年度板倉町水道事業会計決算認定について

○議長(野中嘉之君) これより日程に従いまして審議に入ります。

日程第1、認定第1号 平成25年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定から日程第6、認定第6号 平成25年度板倉町水道事業会計決算認定までの6議案を一括議題とし、この6議案につきましては、予算決算常任委員会に付託されておりますので、これより予算決算常任委員長より審査結果の報告を求めます。

荻野予算決算常任委員長。

[予算決算常任委員長(荻野美友君)登壇]

○予算決算常任委員長(荻野美友君) おはようございます。それでは、審査結果を申し上げます。

それでは、予算決算常任委員会に付託された案件につきまして、審査の結果、下記のとおり決定しましたので、会議規則第75条の規定によりまして報告いたします。

本委員会に付託された案件は、認定第1号 平成25年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定から認定第6号 平成25年度板倉町水道事業会計決算認定までの6件であります。

審査内容について申し上げますと、9月17日から19日及び22日の4日間にわたり、各課・局の担当課長及び担当係長から説明を受け、熱心なる質疑応答を重ね、慎重なる審査を行いました。細かな審査内容につきましては、議員各位十分承知のことと思いますので、省かせていただきます。また、執行部のご協力に対しまして心より感謝申し上げます。

それでは、審査結果について申し上げます。

認定第1号 平成25年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり可決すべきものと決しております。

次に、認定第2号 平成25年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり可決すべきものと決しております。

次に、認定第3号 平成25年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり可決すべきものと決しております。

次に、認定第4号 平成25年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり可決すべきものと決しております。

次に、認定第5号 平成25年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり可決すべきものと決しております。

次に、認定第6号 平成25年度板倉町水道事業会計決算認定について、原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上、報告いたします。

○議長（野中嘉之君） 以上で予算決算常任委員長の審査報告を終了いたします。

これより予算決算常任委員長の審査報告に対する質疑等を行い、審議決定いたします。

日程第1、認定第1号 平成25年度板倉町一般会計歳入歳出決算認定の審査報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（野中嘉之君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより認定第1号の採決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、委員長報告のとおり原案可決とすることに決しました。

日程第2、認定第2号 平成25年度板倉町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定の審査報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（野中嘉之君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより認定第2号の採決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。

日程第3、認定第3号 平成25年度板倉町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定の審査報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより認定第3号の採決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。

日程第4、認定第4号 平成25年度板倉町介護保険特別会計歳入歳出決算認定の審査報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより認定第4号の採決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。

日程第5、認定第5号 平成25年度板倉町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定の審査報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより認定第5号の採決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。

日程第6、認定第6号 平成25年度板倉町水道事業会計決算認定の審査報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより認定第6号の採決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。

○請願第1号 脳脊髄液減少症の診断及び治療等に関する請願について

請願第2号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願について

請願第3号 新聞への消費税軽減税率適用を求める請願について

○議長（野中嘉之君） 日程第7、請願第1号 脳脊髄液減少症の診断及び治療等に関する請願から日程第9、請願第3号 新聞への消費税軽減税率適用を求める請願についてまでの3件を一括議題とし、この3議案については総務文教福祉常任委員会へ付託されておりますので、会議規則第40条の規定により、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

総務文教福祉常任委員長、川野辺達也君。

〔総務文教福祉常任委員長（川野辺達也君）登壇〕

○総務文教福祉常任委員長（川野辺達也君） それでは、総務文教福祉常任委員会に付託された事件につきまして、審査の結果を次のとおり決定いたしましたので、会議規則第75条の規定によりご報告いたします。

本委員会に付託された案件は、6月定例会からの継続審査案件の請願が1件、新規の請願が2件で、全部で3件ありました。

結論から申し上げますと、3件とも採択であります。理由としては、願意妥当と認めであります。

まず、請願第1号 脳脊髄液減少症の診断及び治療等に関する請願についての審議の内容ですが、脳脊髄液減少症とは、交通事故、スポーツ外傷、頭頸部や全身への衝撃により、脳脊髄液が漏れ続け、頭痛、首・背中の痛み、めまい、吐き気などさまざまな症状を発症するものとされており、潜在的な患者は数十万人いるのではと言われております。

その症状の診断においても、傷害としての認知度が低く、医師の診断も難しいこと、また治療において、ブラッドパッチ療法が有効な治療法として認められつつも、まだまだその治療法が確立されていないことなどが議論されましたが、この病で苦しむ患者本人や家族の肉体的・精神的な苦痛ははかり知れないものがあり、もっと多くの方にこの病のことを認知していただきたく活動している趣旨が十分に理解できましたので、今委員会では委員の賛成多数として採択という結論になりました。

次に、請願第2号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願についての審議の内容ですが、手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切なコミュニケーションの手段として大切に守られてきた手話が、ろう学校では禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があること。手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子供が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え環境整備が大切とされる中での手話言語法制定を求める趣旨が十分に理解できましたので、今委員会では委員の全会一致として採択という結論になりました。

次に、請願第3号 新聞への消費税軽減税率適用を求める請願についての審議の内容ですが、新聞は日々の広範なニュースや情報を正確に報道し、多様な意見・論評を広く地域住民に提供することによって、国民の知る権利の保障と議会制民主主義の健全な発展に大きく寄与しております。国では、消費税増税に際し、それを財源として社会保障に充てるような政策がとられておりますが、欧州各国では、民主主義を支える公共財として一定の要件を備えた新聞・書籍・雑誌にゼロ税率や軽減税率を適用し、消費者が知識を得る負担を軽くしております。そのようなことから、若年層の活字離れ・文字離れによって、読み書き能力・教養や一般常識の低下が懸念されていることから、新聞への消費税軽減税率適用を求める趣旨が十分に理解できましたので、今委員会では委員の全会一致として採択という結論に至りました。

以上がそれぞれの審議内容となります。

なお、請願3件については、委員会での審査結果により本会議で採択となった場合には、請願の趣旨に基づき、それぞれ意見書の提出をしたいと思いますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

以上、報告いたします。

○議長（野中嘉之君） 委員長の報告が終わりました。

これより請願第1号委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔なし〕という人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより請願第1号について採決いたします。

本請願に対する委員長報告は採択であります。本請願を採択することに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、請願第1号は採択することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 （午前 9時17分）

再 開 （午前 9時18分）

○議長（野中嘉之君） 再開いたします。

○日程の追加

○議長（野中嘉之君） ただいまお手元に配付のとおり、日程の追加の申し出がありました。

お諮りいたします。これを日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（野中嘉之君） 異議なしと認め、日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○発議第1号 ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の診断・治療の推進 を求める意見書の提出について

○議長（野中嘉之君） 日程第8、発議第1号 ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の診断・治療の推進を求める意見書の提出についてを議題といたします。

それでは、提出者から趣旨の説明を求めます。

川野辺達也君。

[4番（川野辺達也君）登壇]

○4番（川野辺達也君） それでは、発議第1号 ブラッドパッチ療法の保険適用及び脳脊髄液減少症の診断・治療の推進を求める意見書の提出について説明させていただきます。

この意見書の提出については、請願第1号の採択に伴うもので、総務文教福祉常任委員会の各委員の賛同をいただきまして、地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣に提出するものでございます。

以上で説明を終わりますが、ご決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、意見書につきましては、議会事務局長から朗読をしていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（野中嘉之君） 続いて、議会事務局長に提出された意見書を朗読させます。

[事務局長朗読]

○議長（野中嘉之君） お諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略して採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（野中嘉之君） 異議なしと認めます。
これより発議第1号について採決いたします。
本案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。
よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。
ここで手話通訳準備のため、暫時休憩いたします。

休 憩 （午前 9時24分）

再 開 （午前 9時26分）

○議長（野中嘉之君） 再開します。
日程第9、請願第2号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。
これより討論を行います。討論ありませんか。

「なし」と言う人あり]

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。
これより請願第2号について採決いたします。
本請願に対する委員長報告は採択であります。本請願を採択することに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。
よって、請願第2号は採択することに決定いたしました。
ここで暫時休憩いたします。

休 憩 （午前 9時28分）

再 開 （午前 9時29分）

○議長（野中嘉之君） 再開します。

○日程の追加

○議長（野中嘉之君） ただいまお手元に配付のとおり、日程の追加の申し出がありました。
お諮りいたします。これを日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

「異議なし」と言う人あり]

○議長（野中嘉之君） 異議なしと認め、日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○発議第2号 手話言語法制定を求める意見書の提出について

○議長（野中嘉之君） 日程第10、発議第2号 手話言語法制定を求める意見書の提出についてを議題といたします。

それでは、提出者からの趣旨の説明を求めます。

川野辺達也君。

[4番（川野辺達也君）登壇]

○4番（川野辺達也君） それでは、発議第2号 手話言語法制定を求める意見書の提出について説明させていただきます。

この意見書の提出については、請願第2号の採択に伴うもので、総務文教福祉常任委員会の各委員の賛同をいただきまして、地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣に提出するものでございます。

以上で説明を終わりますが、ご決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、意見書につきましては、議会事務局長のほうから朗読をしていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（野中嘉之君） 続いて、議会事務局長に提出された意見書を朗読させます。

[事務局長朗読]

○議長（野中嘉之君） お諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略して採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（野中嘉之君） 異議なしと認めます。

これより発議第2号について採決いたします。

本案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

ここで手話通訳者退室のため、暫時休憩いたします。

休 憩 （午前 9時35分）

再 開 （午前 9時36分）

○議長（野中嘉之君） 再開します。

日程第11、請願第3号 新聞への消費税軽減税率適用を求める請願についての委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより請願第3号について採決いたします。

本請願に対する委員長報告は採択であります。本請願を採択することに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、請願第3号は採択することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 （午前 9時38分）

再 開 （午前 9時39分）

○議長（野中嘉之君） 再開します。

○日程の追加

○議長（野中嘉之君） ただいまお手元に配付のとおり、日程の追加の申し出がありました。

お諮りいたします。これを日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（野中嘉之君） 異議なしと認め、日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

○発議第3号 新聞への消費税の軽減税率適用を求める意見書の提出について

○議長（野中嘉之君） 日程第12、発議第3号 新聞への消費税の軽減税率適用を求める意見書の提出についてを議題といたします。

それでは、提出者からの趣旨の説明を求めます。

川野辺達也君。

[4番（川野辺達也君）登壇]

○4番（川野辺達也君） それでは、発議第3号 新聞への消費税の軽減税率適用を求める意見書の提出について説明させていただきます。

この意見書の提出については、請願第3号の採択に伴うもので、総務文教福祉常任委員会の各委員の賛同をいただきまして、地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣、財務大臣に提出するものでございます。

以上で説明を終わりますが、ご決定くださいますよう、よろしく願いいたします。

なお、意見書につきましては、議会事務局長のほうから朗読をしていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（野中嘉之君） 続いて、議会事務局長に提出された意見書を朗読させます。

[事務局長朗読]

○議長（野中嘉之君） お諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略して採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（野中嘉之君） 異議なしと認めます。

これより発議第3号について採決いたします。

本案に賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

○報告 事務事業評価結果についての審査、調査及び研究結果について

○議長（野中嘉之君） 日程第13、報告 事務事業評価結果についての審査、調査及び研究結果について、予算決算常任委員会委員長より報告があります。

予算決算常任委員会委員長、荻野美友君。

[予算決算常任委員長（荻野美友君）登壇]

○予算決算常任委員長（荻野美友君） それでは、事務事業評価審査結果を申し上げます。

事務事業評価審査結果報告書。

板倉町議会基本条例運営基準第2条に基づき、平成26年7月2日から9月3日までの間、予算決算常任委員会を5回開催し、各委員が1事業を選出して、全体で12事業について平成25年度事務事業評価を実施いたしました。

審査に当たっては、各委員が事業選定の趣旨を述べ、各課長から事業内容の説明を受けた後に意見交換を行い、各委員が評価基準に基づき評価し、全員の評価点を合計して今後の方向性を3段階に分けました。

その結果、現状のまま継続すべき事業として4事業、見直しの上継続すべき事業として8事業、廃止すべき事業はありませんでした。

事業ごとの評価結果の詳細は、別添の事務事業評価結果のとおりでありました。この評価結果を予算決算常任委員会の合議結果として執行部へ提言させていただき、次年度以降の予算編成に反映していただきますようお願いいたします。

以上を申し上げ、報告といたします。

○議長（野中嘉之君） 報告が終わりました。

なお、提言書につきましては、議員協議会において町長に提出します。

○閉会中の継続調査・審査について

○議長（野中嘉之君） 日程第14、閉会中の継続調査・審査についてを議題といたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から会議規則第73条の規定により、お手元に配付いたしましたとおり、閉会中の継続調査・審査申出書が提出されております。

お諮りいたします。各委員長申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査に付することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（野中嘉之君） 異議なしと認め、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査に付することに決定いたしました。

○町長挨拶

○議長（野中嘉之君） 以上で今定例会に付議された案件は全て終了いたしました。

ここで町長より発言を求められておりますので、これを許します。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 9月定例議会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

9月9日より17日間にわたって開会された今定例議会、2件の人事案件を含む21議案を原案どおり可決いただき、まことにありがとうございました。

議会改革により、予算決算常任委員会が設置され、議員各位の執務日数も増えたようであります。その分、各位の質疑に対する受け答えも十分あったかと思っておりますので、限りある財源をどのように使っているか、特に年数の浅い議員の皆さんの理解は一層深まったことであろうと思っております、そういう意味ではよい傾向であろうと感じております。

そういった中で、今議会もそうでしたが、ずっと、6月議会あるいは今議会、そういう意味での継続的に見てみますと、各一般質問、質疑とも要望で終わるケースが多く感じます。議員個人の要望が議会全体としての要望の声なのか判断に苦しむものもありますので、確かに理想的には全ての心配事案を対応できれば、それにこしたことはないわけでありますが、財政の伴うものでありますので、なかなかそうはいかないわけであります。現実の問題としても、ただいまの議事の中にもございましたが、必要ない、廃止せよとの事案は一つもないわけでありまして、財政を考えずにとっては語弊がありますが、ただ事業を増やすだけの要望提案は、私は一般町民の皆さんとレベルは同じというふうを考えておりまして、そう言わざるを得ないわけであります。それは私個人の考え方であります。

財政を考えない会計は、家計は、当然破産しますし、会社は倒産しますし、日本の国の債務とて、必ず計画的に我々国民が世界との約束、これは株価全て、債券も含め、その上下、いわゆる上がり下がりも含め、世界を通じて約束をして返済していかなければならないことと同じでありまして、借金にも貯金にも通用するわけでありますが、「ちりも積もれば山となる」という言葉がございますが、そういう意味では必要に応じ、収入に応じ、優先順位を考え、最大限取り組むということが当たり前の手法であり、政治だけが特別、増やすばかりで許されるということではないと思っております。そんなことは、長い経験を積まれた議員各位、胸に手を当てれば当然おわかりであることであろうと思っております。

千葉県富津市が第2の夕張になるかというふうに騒がれ始めておりますし、ついこの間まで、まだ現在も続いておりますが、群馬県の嬭恋村とて厳しい状況でもありました。原因を探れば、内容はそれら、先ほど申し上げたような時期があったからであります。嬭恋の村長ともしっかりと、そこら辺のところは参考にさせていただいて、話し合いもさせていただいた経緯もございます。

そういう意味で、我が町においても、庁舎建設、八間樋橋を初めごみ関係、病院関係、水道、消防、さらにはもしかすると資源化センターの再利用とか、町独自のプロジェクトに加え、広域での複数の大型プロジェクトが既にいわゆる動き出してございまして、さらに人口減少による収入減が予想される中、加えて高齢化社会の到来を見、成熟社会になってきた今日、多岐にわたる各種要望は十分わかっておりますが、その達成

にはお金が正直言って幾らあっても足りない状況が続いているというふうに私自身は認識しております。2つ、3つ大きな事業を財政シミュレーションもせずに行えば、恐らくすぐ町政運営に差しさわりが出る状況と認識しております。

それは、既に板倉町も過去板倉ニュータウン問題で、下水道問題を初めとする、そのいわゆる財政、プラス・マイナスでも大きく経験をしておるわけでありまして、そういったことから私はいずれにしても慎重に、ある意味ではまた積極的にという、両弁を使いますが、対応してまいりたいと思っております。加えて、少しでも多く対応できるように、企業誘致や住宅販売等収入の拡大にも取り組んでいるわけでありまして、相手のある問題ということでも非常に難しさを感じているということも過日お話をしたところでありまして、ご理解いただきたいと思えます。

「よいことは全国に先駆けて一番早く取り組み」などの過去に軽い発言もありましたが、財政に影響にないものであれば、どんどん、どんどん取り組めるわけでありまして、美辞麗句を並べただけの耳ざわりのよい無責任な発言は、私は最も嫌うところであります。議会全体としての過半数を超えた、ただいまの提言ではありませんが、超えた見解としての提言をお願いをできればと思えます。各個人のものゝ総意かどうか、その作業を議会としてぜひやっていただきたい。そうすることによって、よりしっかり議会の意向を把握することができるわけでありまして、自分一人が声を出して言ったからとて、なぜやらないのだという理屈は通りません、議会においては。ということでありまして。いずれにしても、今回の議事を踏まえても、一般質問、委員会質疑等を通しまして、内容の濃いものあるいは考えさせるもの等々幾つもございますので、今後今まで同様役立ててまいりたいと思っております。

あわせて、郡内各9月議事を調査いたしましたところ、明和町は13日間、邑楽町は11日間、千代田町は10日間、大泉町さんこそ、我が町の3倍近くの人口を持つ大泉町さんとして17日間であります。比較することがいいかどうかはわかりませんが、一応比較をしますと、我が町が、我が議会が熱心な議論をされることは決して否定するつもりはありません。しかし、日程的にはやや長過ぎの感は私は否めないと思っております。ほぼ同じ内容の審議を各町、同じ規模の町を比較すると10日前後でやっておられます。審議期間が、そういう意味では、邑楽町、明和町、千代田町等々から比較しますと4割から5割、大ざっぱな話ですが、日数で多い実態が見られます。職員の負担、議員さんの負担、それからそれに関する拘束時間等々を考えますとき、もう少し効率的に、あるいは審議のあり方、内容の検討もぜひ、町民を代表する議会でありますので、個々のエゴは別として、真剣にそういう意味でも取り組んでいただき、役場全体の、行政全体の責任の一端を担って、効率化も含めご一考をいただければと思っております。

本日は最終日につき、恒例の議員さんとの執行部の懇談会が計画されておりました。台風16号の接近ということで、二、三日前に判断せざるを得ないということで、議会さんと相談させて、中止とさせていただきます。既に最も影響が、今の時間帯あたり受けるだろうというような判断でありまして、温帯低気圧に変わってもうもしかしたら通過しているかもしれません。そういった形ではありますが、いわゆる万全の体制をいつものようにしいてまいりたいと思っております。

いよいよ秋中心に入っております。行楽、研修、文化、芸術、読書、体育、そして食欲の秋といろいろな表現が当てはまるわけでありまして、イベント等も含め、そういう意味では議員さんの執務もさらに重なる時期となります。また、11月に予定されているそうでありますが、議会改革の目玉である議会報告会も、有

権者の皆様は大きく期待、関心を持っているようでありますので、しかも楽しみにされているようであります。ぜひ積極的に対応されて、私自身も楽しみにしておりますので、ぜひそこら辺のところもよろしく願いをいただければというふうに思っております。

体調に留意なされ、今後ともご活躍下さいますようお願い申し上げ、最後の言葉とお礼の言葉にかえさせていただきますと思います。大変ありがとうございました。

○閉会の宣告

○議長（野中嘉之君） 以上をもちまして平成26年第3回板倉町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉 会 （午前 9時59分）